

Title	18世紀後半における尾張藩の思潮と海保青陵
Sub Title	Kaiho Seiryō and the confusian atmosphere of Owari domain, in the late eighteenth century
Author	青柳, 淳子(Aoyagi, Junko)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.105, No.1 (2012. 4) ,p.57- 85
JaLC DOI	10.14991/001.20120401-0057
Abstract	海保青陵が17歳の時に実父, 角田青溪は尾張藩に迎えられ, 藩主世子の教育係に就き, 青陵が家督を譲った弟も藩主に近侍した。このように, 青陵と尾張藩には密接な関係があったにもかかわらず, 両者の関係に注目し, 論じられることはこれまでなかった。本稿では尾張藩と青陵のつながりを示した上で, 両者の思想的親和性と距離について考える。18世紀後半における両者の思想傾向を比較することの思想史上の意義を明らかにしたい。 When Kaiho Seiryō was 17, his genetic father, Sumita Seikei, took him to the feudal domain (or "Han") of Owari and placed him under the person responsible for the education of the lord's successor and Seiryō's younger brother, to whom Seiryō transferred the family's headship and who also served the Han's lord. Although Seiryō's and Owari Han's relationship was close, a discussion focused on both parties' relationship has never been attempted thus far. After showing the link between Owari Han and Seiryō, this study explores the ideological affinities and distances between both. In addition, it clarifies the significance of the comparison of ideological trends between both parties in the late 18th century from the history of thought perspective.
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120401-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

18 世紀後半における尾張藩の思潮と海保青陵

Kaiho Seiryō and the Confusian Atmosphere of Owari Domain, in the Late Eighteenth Century

青柳 淳子(Junko Aoyagi)

海保青陵が 17 歳の時に実父、角田青溪は尾張藩に迎えられ、藩主世子の教育係に就き、青陵が家督を譲った弟も藩主に近侍した。このように、青陵と尾張藩には密接な関係があったにもかかわらず、両者の関係に注目し、論じられることはこれまでなかった。本稿では尾張藩と青陵のつながりを示した上で、両者の思想的親和性と距離について考える。18 世紀後半における両者の思想傾向を比較することの思想史上の意義を明らかにしたい。

Abstract

When Kaiho Seiryō was 17, his genetic father, Sumita Seikei, took him to the feudal domain (or “Han”) of Owari and placed him under the person responsible for the education of the lord’s successor and Seiryō’s younger brother, to whom Seiryō transferred the family’s headship and who also served the Han’s lord. Although Seiryō’s and Owari Han’s relationship was close, a discussion focused on both parties’ relationship has never been attempted thus far. After showing the link between Owari Han and Seiryō, this study explores the ideological affinities and distances between both. In addition, it clarifies the significance of the comparison of ideological trends between both parties in the late 18th century from the history of thought perspective.

18 世紀後半における尾張藩の思潮と海保青陵*

青 柳 淳 子

（初稿受付 2012 年 1 月 6 日、
査読を経て掲載決定 2012 年 2 月 15 日）

要 旨

海保青陵が 17 歳の時に実父、角田青溪は尾張藩に迎えられ、藩主世子の教育係に就き、青陵が家督を譲った弟も藩主に近侍した。このように、青陵と尾張藩には密接な関係があったにもかかわらず、両者の関係に注目し、論じられることはこれまでなかった。本稿では尾張藩と青陵のつながりを示した上で、両者の思想的親和性と距離について考える。18 世紀後半における両者の思想傾向を比較することの思想史上の意義を明らかにしたい。

キーワード

海保青陵、徂徠学、尾張藩、人見璣邑、細井平洲、冢田大峯

はじめに

筆者は 18 世紀後半に活躍した経世家、海保青陵（1755–1817⁽¹⁾）の社会観や人間観に注目し、彼を取り巻く知的環境や伝記的事実について考察を行い、先行研究の補完に努めてきた⁽²⁾。海保青陵の父、角田青溪（1720–1789）は明和 8（1771）年、青陵が 17 歳の時に尾張藩附家老竹腰山城守の同心として尾張藩に出仕、人見璣邑（1729–1798）の推挙によって翌年から藩主世子の教育係に従事した。青陵自身も短期間ではあるが二度尾張藩に出仕している。また、青陵が家督を譲った弟、角田

* 本稿は、博士課程学生研究支援プログラムの補助を受けて作成されたものである。

- (1) 本稿における主な記載人物には生没年を付す。その場合、特記のないものは『国史大辞典』吉川弘文館（1979–1984）、『国書人名辞典』岩波書店（1993–1999）によるものである。また人物の情報についても同様とする。これら以外の文献に依拠する場合は随時記載することとする。
- (2) 海保青陵の社会観、人間観については拙稿「海保青陵における「民」と「智」——青陵思想の愚民観をめぐって——」（『日本経済思想史研究』第 8 号、2008 年）。海保青陵および父、角田青溪、弟、角田彪の経歴については拙稿「海保青陵年譜考」（『KEIO Economic Society Discussion Paper Series』Graduate Student No. 08–2、以降 2008 年–2 と表示する）、同、研究ノート「海保青陵の伝記的考察」（『三田学会雑誌』102 巻 2 号、2009 年）。海保青陵を取り巻く知的環境については、同、研究ノート「江戸の知的空間と海保青陵——「自由自在ノ身」の選択をめぐって——」（『三田学会雑誌』103 巻 3 号、2010 年）を参照。

彪（1758–1823）は、将軍家から尾張藩主徳川斉朝（1793–1850）に嫁いだ淑姫の御物頭を務め、以降角田家は廃藩まで尾張藩に仕えた。青陵親子の師であった宇佐美瀧水（1710–1776）は、尾張藩の藩政改革に携わった人見璣邑や細井平洲（1728–1801）とも親交があり、瀧水の門人には尾張藩士も名を連ねていた。青陵親子の師、宇佐美瀧水は荻生徂徠（1666–1728）晩年の高弟として知られるが、瀧水門周辺には尾張藩と縁のある人物を確認することができる。⁽³⁾このように、尾張藩と海保青陵には知的環境において少なからず接点が存在しているため、本稿では18世紀後半における儒学状況の一例としての尾張藩の思潮を考察し、そうした尾張藩の動向と海保青陵との親近性と距離について考えることにしたい。その際、認識しておかなければならないのは海保青陵が活躍した18世紀後半から19世紀初めにかけての思想状況である。

18世紀後半の江戸時代の儒学界を概観すると、徂徠学の盛隆を経た後、その影響を受けた人々から折衷学派が興り、やがてそれらの「異学」を批判した正学派とよばれる朱子学の復活と寛政異学の禁発令へ、という動向がみてとれるが⁽⁴⁾、こうした状況は、儒学を受容した他の東アジアの国々と比して、日本の思想の特質に深く関わるものであると考えられよう。衣笠安喜は、藤原惺窩、林羅山による近世朱子学の成立は、伝統的思想と生活経験的な観念とのふたつの近世化の過程を踏まえて、仏教的理念から儒教的（朱子学的）理念を独立させ、また「天」や「天道」を朱子学の「天理」と捉えなおすことによってなされたとする。さらに羅山に続く中江藤樹や山崎闇斎、山鹿素行らの儒学者たちはいずれも朱子学を批判、もしくは疑問を投げかけている点がその共通点で、自然と人間とを同一の「理」が貫徹する朱子学の「合理主義」を否定していると述べている。しかもこの傾向は、近世朱子学成立の当初から存在したもので、中国の朱子学思想は幕藩体制において最初からその思想をそのままでは受容されなかったというのである。⁽⁵⁾衣笠の指摘するように、江戸時代の朱子学がその成立当初から、自然と人事を貫く中国朱子学の絶対的な「合理主義」に反発する傾向をもっていたのであれば、その後の日本朱子学にも二律背反の思想が存在していたことは必然の結果となる。朱子学を否定して仁斎学や徂徠学が興り、それら古学派を経験した儒学者たちの間か

(3) 瀧水門については、前掲拙稿、2010年を参照のこと。

(4) 辻本雅史『近世教育思想史の研究——日本における「公教育」思想の源流——』（思文閣出版、1990年、203頁）、衣笠安喜『近世儒学思想史の研究』（法政大学出版局、1976年、16頁）、相良亨『近世日本における儒教運動の系譜』（理想社、1975年、221頁）を参照。また、18世紀は蘭学などの経験主義的な学問の興隆期でもあった。わが国における洋学の受容については、佐藤昌介『洋学史研究序説』（岩波書店、1998（初版1964）年）、沼田次郎『洋学伝来の歴史』（至文堂、1960年）、高橋磯一『洋学思想史論』（新日本出版社、1972年）などを参照。

(5) 衣笠安喜は、幕藩体制において、中国の朱子学がそのままでは受容されなかった理由について、以下の点を挙げている。中国宋代社会と幕藩制社会の構造上の相違、科举制度をもたない社会での武士層にとっての学問修養に対する動機づけの弱さ、幕藩政治においては徳治主義よりも法治主義的政治思想がはじめてから主要であったこと、幕藩制社会が、自然経済と商品経済という相矛盾するふたつの理論を内包する社会であったことなどに依るものである、と衣笠は指摘している。衣笠安喜『近世儒学思想史の研究』（法政大学出版局、1976年、3–7頁）。

ら、折衷学派が勃興したことも、江戸時代の朱子学が内包している相矛盾する二面性がもたらした結果であるといえるだろう。こうした近世儒学史の多様性は、ひとつの例として尾張藩の思潮にも反映されていたと考えることができる。

18世紀後半の諸藩では、財政危機を乗り越えるために藩政改革がさかんに行われ、藩経済の自立化と国益の追求を目指す富国策が模索された。その際、藩が求めた人材は、政策を実行するために有用な実務者たちであった。尾張藩でも国用人の人見璣邑を中心に藩政改革が行われ、文教政策の一環として、当時名高かった儒学者、米沢藩の藩主世子教育で名を挙げた細井平洲や、宮津藩の財政再建に貢献した海保青陵の父、角田青溪らが招聘された。

まず、歴代藩主の中でもその言動が注目される7代藩主、徳川宗春の残した『温知政要』の記述を手掛かりとして、尾張藩内部に流れていた思潮について考える。次に、40年近くもの長きにわたって藩主を務め、文教政策にも積極的に取り組んだ9代藩主宗睦の学問観を考察する。そして、青陵の師、宇佐美瀧水とも親交があり、宗睦を支えて藩政改革を推進した人見璣邑、彼によって尾張藩へ招かれ、初代明倫堂督学に就いた細井平洲、平洲に師事し、後に明倫堂督学に抜擢される冢田大峯、璣邑の推挙によって藩主世子の教育係に就いた角田青溪について、それぞれ順に考察する。彼らの思想を追うと、その根底には気質不変化説に基づき、人間を個性あるものとして捉える徂徠学的人間観が存在していることが明らかになる。当時の尾張藩には、横井千秋（1738–1801）を中心とする国学派の存在もあったが、藩政改革を主導した人たちには徂徠学基調の傾向が強く現れていた。⁽⁶⁾ 9代藩主宗睦の文教政策に携わった4人の儒者を取り上げ、彼らの思想を通してみえるこの時期の尾張藩の思想潮流と、知的環境において尾張藩と少なからず接点をもつ海保青陵の思想についてその関連性を考えたい。そして、18世紀後半の幕藩体制下における両者の思想傾向を比較することの、思想史的意義を明らかにすることが本稿の課題である。

1. 尾張藩7代藩主宗春と9代藩主宗睦の思想

歴代藩主の中でも7代藩主宗春の政治は特筆されることが多い。特に、8代將軍吉宗の緊縮財政に反発するかのような積極的財政政策は象徴的で、名古屋を繁栄に導いたことで知られる。吉宗への反感は、ひとつには將軍就任をめぐる経緯が背景にあるともいわれているが、⁽⁷⁾ 享保17（1732）年、藩主就任後初参勤の年、宗春が市ヶ谷の藩邸で嫡子の端午の節句を派手に祝い、旗や幟を町人に見学させたことは公儀の不快感をあおった。その後、宗春の行動に対して公儀からお咎め三か条

(6) 岸野俊彦によれば、天明・寛政期の尾張藩内の思想潮流は、人見璣邑・細井平洲を中心とする儒学的潮流と横井千秋・本居宣長を中心とする国学的潮流のふたつに大別され、政治論においてそれらは互いに意識しあい、対立していたという。岸野俊彦「徂徠学と宣長学の政治改革論の歴史的展開——尾張藩天明・寛政改革を中心に——」（『歴史評論』No. 506, 1992年）を参照。

が出され、元文4(1739)年、宗春はついに隠居謹慎を命ぜられる⁽⁸⁾。宗春が記した『温知政要』は、享保15(1730)年11月、7代藩主となった宗春が初の国入りに先立って著したもので、その内容は21か条からなる自戒と施政方針をまとめたものである⁽⁹⁾。

一、万の物、何によらず夫々の能あり。先材木にていはゞ、松は松の用あり、檜は檜の用あり。其用々に随て用ゆれば甚重宝になる事なり。松を用ゆべき所へ檜を使ひ、檜をつかふべき場へ松を用ゆれば、其能違ひて役に立ず。人の使ひ様、猶以て同じ理と覚ゆる。其子細は、人々の生れ付に得手不得手有り。自分の眼力、さては頭役たるもの目利にて、何役に成とも申付候時、其者の不得手なる職を致させては、持ちまへの才能曾て見えぬ。其時に至り、我眼力の明らかならざるか、頭人の吟味くはしからざるかと、自分省察の工夫は外になして、其者役にたゞざるやうに取ちがへ一生捨てり者の部に成行事、毎々ある事にて、甚残念なる事也。しかれば其類は又々外の役にうつし用ひ見るべき事なり⁽¹⁰⁾。

『温知政要』の記述をみると、人々には「生れ付に得手不得手」があるので、「夫々の能」に応じた適材適所の人材配置が重要であると説いている。ここには、朱子学的平等観を否定して人の個性を認め、それを政治に活かすことを説いた徂徠学の影響が強く表れているように見受けられる。以下、徂徠の記述と比較をする。

されば世界の為にも。米は米にて用にたち。豆は豆にて用に立申候。米は豆にはならぬ物に

(7) 尾張徳川家は、江戸時代を通じてついに一度も将軍を出すことがなかったが、7代将軍家継の後継者を決定する時に一度そのチャンスが訪れている。当時の尾張藩主吉通は、6代将軍家宣の遺命もあって次期将軍の第一候補となっていた。しかし吉通病死の後、継友の代に替わった時、紀伊家と水戸家では家康の曾孫にあたる吉宗と綱枝がそれぞれまだ健在であり、両者とも玄孫である継友より一世代家康に近い、という経緯も考慮されて、8代将軍の座には吉宗が就くことになった(北島正元「徳川政権と東海諸藩」(兄玉幸多・北島正元監修『新編物語藩史第五巻』新人物往来社、1975年所収)参照)。「継友を将軍に」という大きな期待をかけていた尾張藩内の失望が大きかったことは容易に想像できる。その失望が吉宗に対する反感となって政治に現れた、とするのはいささか短絡的であろうが、少なくとも将軍継承問題が宗春の心中を乱していたことは事実であったろう。

(8) 宗春が蟄居させられた後、尾張徳川家の相続に関して、吉宗が口をはさむようなことがあった。これに対して尾張家中に、吉宗への反発的な心情が満ちていたことは、以下の史料から読み取ることができる。「章善公(7代宗春)御蟄居の時、有徳公(将軍吉宗)思召にハ、三卿方の内を以て尾張家御相続あらんとの御内慮也。此事、何となく尾州にて風聞せり。是に依つて、御家中安堵せず、成瀬内蔵頭生太申されけるハ、扱々苦々敷事哉。源戴公(宗春の従弟8代宗勝)を指置き奉り、公義より御相続のいハれなし。此上ハ、御城に楯籠り、新尾張殿へ一矢進らせ、人臣の儀を終るべし。我と思ハん者ハ同意せよ、と唱へられければ、成瀬家の同心ハいふに及ばず、其意に与する者数多也。」(著者不明「趨庭雑話」年代不明、名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第24巻』1963年所収、453-454頁)。

(9) 『温知政要』は、享保16(1730)年7月中旬成立。名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第1巻 文教編』1960年、9-11頁解説を参照。

(10) 徳川宗春『温知政要』、享保16(1730)年(前掲『名古屋叢書 第1巻 文教編』所収、50-51頁)。

候。豆は米にはならぬ物に候⁽¹¹⁾（答問書）。

されども凡そ人たる者の生まれつき、その器量・才知、人々各別なるものにて、一樣なる人は天地の間にこれなき事なる故、「人心の同じからざる事面の如し」という古語あり⁽¹²⁾（政談）。

農ハ田を耕して、世界の人を養ひ、工ハ家器を作りて世界の人につかはせ、商ハ有無をかよハして世界の人の手傳をなし、士ハ是を治めて乱れぬやうニいたし候。各其自の役をのミいたし候へ共、相互に助け合ひて、一色かけ候ても國土ハ立不申候。されバ人ハもろすぎなる物にて、はなればなれに別なる物にてハ無之候へハ、満世界の人ことごとく人君の民の父母となり給ふを助け候役人ニ候⁽¹³⁾（答問書）。

徂徠は、春秋左氏伝から「人心の同じからざる事面の如し」という古語を引用し、人はそれぞれ生まれながらにして個性があることを認め、氣質不変化説を唱えて朱子学を否定した。そして、「器量・才知」が異なる、各々個性をもつ農工商士が「相互に助け合ひて」、すべての民を「役人」として用いるべきであるという政治論を展開した。多様な人材を適材適所に配置することを為政者に求める徂徠学の目的は、理想的社会である唐虞三代の聖人の道を知り、それを現実の社会に適合させつつ実現することにあった。徂徠と宗春の記述を比較すると、宗春の『温知政要』が、荻生徂徠の説くところを意識して書かれたものであることは明らかであろう。『政談』は幕政の具体的な改革案を記した8代將軍吉宗への徂徠の提言であるが、徂徠学にふれた各藩の藩主や藩士たちが、徂徠の手法を手掛かりにして藩政改革を進めることは自然の流れであったといえる。徂徠学は、『弁道』、『弁名』の成立によって圧倒的に脚光を浴びた。『弁道』の成立年は享保2（1717）年、『弁名』はほぼ同時期かやや遅れてできたということである。宗春の『温知政要』の松と檜の例が、徂徠の米と豆の例に酷似していることから、宗春は享保15（1730）年、尾張藩主になる前に徂徠学にふれてい

(11) 荻生徂徠『徂徠先生答問書 中』、享保12（1727）年（島田虔次編輯『荻生徂徠全集 第1巻』みすず書房、1973年所収、456-457頁）。

(12) 荻生徂徠『政談』、享保12（1727）年頃（辻達也校注、岩波文庫、2003年所収、218頁）。

(13) 荻生徂徠『徂徠先生答問書 上』、享保12（1727）年（今中寛司、奈良本辰也編『荻生徂徠全集 第6巻』河出書房新社、1793年所収、176-177頁）。

(14) 徂徠学の全国への広がりについては、笠井助治『近世藩校における学統学派の研究』（吉川弘文館、1970年）を参照のこと。本書は近世の藩校について、藩や学統など体系的に分類、考察した大部の研究書である。江戸時代の教育史研究に資するところが大きい。鈴木博雄は徂徠学における政治論と教育論の思想的関連を考察し、徂徠没後、徂徠学が全国的に普及して全国の藩校に影響を及ぼしたことについて述べている。また、全国の藩校における徂徠学派に關係する藩校別分布状態をまとめ、徂徠学派の儒学者が活躍した主な藩校を取り上げてその教育活動を考察している（鈴木博雄「徂徠学における政治と教育」『教育学研究』第26巻第4号、1959年、同「藩校における徂徠学派の教育活動」『東京教育大学教育学部紀要』第17巻、1971年）。

たことは明らかであろう。また、護園門下生として尾張藩士の木実間（木下蘭臯）、晁文淵（朝比奈玄洲）の名前を確認することができるが、彼らは徂徠の存命中に直接教えを受けた弟子たちなので、江戸にいる藩主の宗春にもその影響が及んでいたことは想像に難くない。

宝暦 11 (1761) 年、8 代藩主宗勝 (1705–1761) の死去にともない 9 代藩主に就いた宗睦 (1732–1799) は、40 年の長きにわたって藩政を司った。海保青陵や父、弟が藩儒を務めたのはこの宗睦の時代に当たる。9 代藩主宗睦は、本格的な藩政改革に着手し、農業基盤の整備と財政立て直しを主眼において、瀬戸焼陶器を基軸とした藩専売政策も進められたが⁽¹⁷⁾、こうした政策を実際に担当したのは、国用人を務めた人見璣呂らであった。また、宗睦は財政改革、農政改革のほかにも、儒学による精神面の引き締めを目的とした文教政策に力を入れ、藩政記録や歴史書の編纂にも取り組んだ。藩校明倫堂創設のほかに、藩史や地誌類の編集にあたる「継述館」を設置、後代中国では消失してしまっていた唐の帝王学のテキストである『群書治要』を校刊する⁽¹⁸⁾。校訂に関わった儒者の中に角田明、すなわち海保青陵の父の名も確認することができる。公儀は寛政元 (1789) 年、諸大名家に系譜の提出を命じ、翌年には御三家に対しても同様の命を下した。公儀の指示を受けて尾張藩内では、尾張家の系譜の見直しと、幕政記録の編纂計画を作成し、「御系譜御記録調」が開始される。この編纂事

(15) 西田太一郎「解題」(吉川幸次郎、丸山真男、西田太一郎、辻達也校注『荻生徂徠(日本思想大系 36)』岩波書店、1974 年所収、619 頁)。

(16) 著者不明『護園雑話』(森銑三、北川博邦編『続日本随筆大成 4』吉川弘文館、1979 年所収、105–107 頁)を参照。このほかに、前掲『趨庭雑話』(417 頁)にも同じ時期の逸話として、太宰春台と尾張藩士鈴木明雅(詳細不明)の交遊が記されている。

木下蘭臯、朝比奈玄洲はともに徂徠存命中の門人である。二人とも華音に長じていた。二人については、名古屋市役所編『名古屋市史人物編 下巻』(国書刊行会、1981 年(初版 1934 年)、209–212 頁を参照。木下蘭臯は寛保 3 (1743) 年、先聖殿重修の積奠で祭酒を務めている。鬼頭有一「尾張藩覺明倫堂年表」(『東洋文化』26、東洋文化振興会(名古屋大学教養部東洋文学研究室)、1983 年、38 頁)参照。

(17) 宗睦の政策については、新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史 第 4 巻』(1999 年)のほかに、熊田雅彦「尾張藩天明改革の理念について——「御救御普請」・「御冥加普請」にみられる一側面——」(『愛知学院大学文学部紀要』第 20 号、1990 年)を参照。

(18) 尾張藩の陶器専売制については、山形万里子「尾張藩陶器専売制度と美濃焼物の流通——取締役西浦円治を中心に——」(『駿台史学』第 59 号、1983 年 9 月)に詳しい考察がなされている。

(19) 元和 2 (1616) 年、徳川家康が、金沢文庫に秘蔵されていた伝写本をもとに、銅活字による刊行を目指した。しかし刊行前に家康は急逝、完成は家康没後であった。この印本や活字を引き継いだ紀伊藩が弘化 3 (1846) 年に『群書治要』を再刊するが、現存本は少なく、あまり普及しなかったという。そこで明倫堂関係者 12 名が幕府所蔵の金沢文庫本を底本として諸家本と校合し、天明 7 (1787) 年に刊行した。『群書治要』については尾崎康「群書治要とその現存本」(『斯道文庫論集 25』1991 年所収)を参照。尾張藩の刊刻本はわが国の漢学者や中国に対しても大きな影響を与えたという。

(20) 「刊群書治要考例」によれば、『群書治要』の校訂に関わった儒者は、人見黍(人見璣呂)、深田正純、大塚長幹、宇野久恒、角田明、野村昌武、岡田挺之、関嘉、中西衛、小河鼎、南宮齡、徳民(細井平洲)らであった(高瀬代次郎『細井平洲』隆文館圖書、星野文星堂、1919 年所収、478–479 頁。以降は高瀬 1919 年–2 と表記する)。

業は江戸と尾張の2ヶ所で同時進行し、明倫堂関係者や留役、祐筆などが動員されたようである⁽²¹⁾。『御記録』は、元禄14(1701)年から寛政8(1796)年までの尾張藩の編年記録であるが、その編纂に関わった人物の中には青陵の弟、角田彪の名前も確認できる⁽²²⁾。こうした尾張藩にみられる歴史書の編纂など、歴史主義的な文教政策や、上記のような経済政策には、徂徠学的な傾向がみて取れることは明らかである。

宗睦ノ学、始メ程朱ノ説ヲ信用ス。儒臣須賀安貞順次郎ヲシテ、日々経義ヲ講セシム。後細井徳民甚三郎ヲ拔用シ、古学ノ説ヲ聴キ、且国家治安ノ策ヲ謀リ、家臣子弟ニ至ルマテ、勤学勉強セシメンカ為ニ、聖堂学館ヲ大ニシ、城中ニ於テハ、儒臣ニ命シテ、日々講説セシメテ、曰、凡諸有司ノ国政ニ関スル者、縦令博識ニ至ラサルモ、聖賢ノ道ヲ知ラサル可カラスト。自ラ其講席ニ臨ミ、諸有司ヲ勉励セシム⁽²³⁾。

上記引用は9代藩主宗睦の教学について記されている。朱子学に信頼をおいていた宗睦であるが、天明3(1783)年に細井平洲を招いてからは、「古学ノ説ヲ聴キ、且国家治安ノ策ヲ謀リ」、というように多様な学問を積極的に修得しようとしていたことがわかる。また自ら「講席ニ臨」み、家臣たちの教育にも熱心に取り組んでいた様子もうかがえる。宗睦は幼年より須賀亮斎に朱子学を学び、初老に入ってから古学にも取り組んだ。細井平洲らが『群書治要』をはじめとする諸書の解説を行い、青陵の父、角田青溪も『資治通鑑』を解説した。また、宗睦は本多利明の門人本田芳信なども採用しており、洋学にも強い関心を示していたらしい⁽²⁴⁾。後述する人見璣邑も、本多利明を通じてロシアの情報収集にも力を入れていたようである⁽²⁵⁾。このように、学問に熱心な宗睦の時代における藩内の思想傾向は、藩儒である中山和清が記した『尾張老談録』から知ることができるだろう⁽²⁶⁾。

白川侯宋学を尊信せられ、執政の節、一統ニ朱学ニせんとの志ニて其旨建白あり。朱学の儀ハ、御代々尊仰し玉ふ御事なれハ、是以来天下一統修行致し也。学ハ改めて可然旨、夫々へ命せられたり。右の時勢故、他学の者も往々林家へ入門し、朱學ならざるハ禁じ玉ふべき取沙汰

(21) 前掲新修名古屋市史編集委員会編、1999年、37-48頁参照。尾張藩の編纂事業について考察がなされている。

(22) 大塚長幹、角田彪修撰『御記録』享和3(1803)年成立、徳川林政史研究所蔵 旧蓬左文庫。

(23) 阿部直輔『尾藩世記』(名古屋市蓬佐文庫編『名古屋叢書三編 第二巻』1987年、434頁)。

(24) 宗睦の学問については、『源明様御美德録』(著者、成立年不詳、名古屋市蓬左文庫蔵)をもとに名古屋市史で考察されている。前掲新修名古屋市史編集委員会編、1999年、211-213頁参照。

(25) 本多利明は、ラックスマンを伴って帰国した漂流民幸太夫の情報を桂川甫周周辺からも得ていた。朝比奈厚生校、人見璣邑問、本多利明答「外郎異談」(『尚徳堂叢書三集』1931年所収)を参照。また前掲新修名古屋市史編集委員会編、1999年では、人見璣邑と本多利明の接点を踏まえて、尾張藩における蘭学と洋学の浸透について考察がなされている(233-243頁)。

(26) 中山和清は長沼流兵学を近松茂矩・茂武に学んだ兵学者。尾張藩で多くの子弟に教授した。前掲名古屋市役所編、1981年、78-80頁。

也。其時細井平洲、白世子⁽²⁷⁾へ申し上るハ、私も是迄宋學行届かざる事ニ思ひよりしが、次第ニ考見候ニ、朱文公の学程よろしきハなし。夫故近比ハ宋學をも吟味しはべる、とて何か朱學の書物をも講習せし由。此事世子聞かせられ、甚だ其志さげすみし玉ふ趣き見聞せり、と冢田大峯⁽²⁸⁾の物語なり。(原文句読点なし)

寛政異学の禁によって、それまで関心を寄せていなかった朱子学へとあっさり方向転換しようとする細井平洲の態度を、藩主宗睦の息子がさげすんだ、ということを冢田大峯が語ったというエピソードである。湯島聖堂の学問を朱子学に統一しようという寛政異学の禁に対して、何のためらいもなく従ってしまう「志」を見下すような雰囲気、当時の尾張藩に流れていたことを示唆している。この点は本史料の注目されるべきところである。冢田大峯は松平定信の「寛政異学の禁」に対して声高に反対意見を直訴した人物として知られるが、公儀への反発と取れる彼の態度にもかかわらず、その後尾張藩内における処罰は見受けられない。そして彼は、後に藩校明倫堂の督学に抜擢される。

尾張藩ではごく早い時期の徂徠門に藩士が在籍し、7代藩主宗春の頃から徂徠学に馴染みがあった。また、宗睦の世子が徂徠学を信奉していたことをうかがわせる『尾張老談録』の記述からも、藩内に流れていた徂徠学に好意的な思潮は、この時期の尾張藩の特質として捉えることができるだろう。

2. 人見璣邑の政治論および国学派との対立

人見一族は朝廷や公儀、水戸藩にも関係が深く、尾張藩の藩政改革を主導した人見璣邑は、荻生徂徠の甥と学友で、親交も深かったという。天明2(1782)年、璣邑は『原本政談』を手に入れ、「書原本政談後」⁽²⁹⁾という識語を記した。徂徠学にもなじみがあった人見璣邑の思想とはどのようなものであったのだろうか。以下、藩主宗睦の世子、治休に献上した『人見弥右衛門上書』の記述を確認⁽³⁰⁾することにしたい。『人見弥右衛門上書』は君主のあり方について記されたものである。

真の仁は慈悲などの類にあらず。安民を突究とするなり、安民とは下たる者、余さず洩らさず住よく暮しよき様にする事なり。其中には四民の外なる出家・山伏・神道者・遊女・歌舞伎・俳諧師・座頭・平家語り・幸若の類、都而四民の衣食住を掠めて、世間無用の業を以て今日を

(27) 宗睦の養嗣子、治行。源白公。実父は美濃高須藩主松平義敏。前掲「趨庭雑話」、および「尾張徳川家系譜付録尾張家御系図」(名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第一巻』1988年所収)を参照。

(28) 中山和清手記『尾張老談録』、1809(文化6)年、徳川林政史研究所蔵旧蓬左文庫、史料番号146-72。なお、前掲「趨庭雑話」には、いくつか『尾張老談録』の記述と酷似した逸話が掲載されているが、細かな表現が異なっている。

渡る者、所謂遊民食ひ潰しなれ共、夫を悪しとて斬て捨べき様なし。政を以てせば遊民少々はなるべし。遊民なき様には堯舜三代の世にもならぬ事なり。是等の類迄其身を安くする事人君の職分なり。民の父母と古語に云るも、安民を職とする故なり。⁽³¹⁾

君子は和して不同とて、我気の合たる者斗好むは小人の事なり。和するは、辛きも酸きも甘きも合わせて調味し、笙・箏・箏・合奏する類にて、人の才徳芸能も、一樣のもの斗では、天下国家を治る用はなさぬなり。⁽³²⁾

たとえ「遊民食ひ潰し」といわれる者たちであっても、それらを切り捨ててしまうのではなく、彼らも含めて皆が暮らしやすくすることが君主の務めである。人君の職分は、四民以外の人々を含めたすべての安民にある、と教える璣邑の人間観もまた人の個性を認めている。安民を目指す君子たるもの、自分の好みの人材だけではなく、様々な味を調味し、笙や箏箏が合奏するように、多様な才徳芸能を用いることが天下国家を治めることにつながり、多様な人材を用いてこそ安民を実現できるのだと璣邑は考えていた。そして、治国平天下の方法として璣邑が唱えたのは、正しい「制度」の構築であった。

都て制度と云もの立されハ、物事破れ安し。中にも衣食に付たるものハ、上下万民一日も闕べからざるものなれハ、別して制度にせざれハ如何成番令も持ちこたへかたし。……上たる人廉物を服されハ、其廉服を我も我もと諂諛にも真似するゆへ、廉物之直踊貴し、下賤の者ハ身に纏ふ事もならず。されハとて、こもを着用すべしと云事もならず。……兎角万物ともに多く賤しきものが、多く賤しき品を用ひ、少く貴き人々、少く貴きものを用ひざれハ世ハ治まらぬ也。制度を立てると申すも是が為也。⁽³³⁾

(29) 享保 14 (1729) 年、公儀の儒者である人見美在の次男として江戸四谷で生まれた人見璣邑は、父の弟、美雅の養子となった。璣邑の叔父にあたるこの人見美雅は、尾張藩 9 代藩主宗睦の幼少年期の教育担当であつたらしい。璣邑は宝暦 3 (1753) 年、宗睦世子治休の誕生時その小傳に、宝暦 10 (1760) 年には小納戸、安永 4 (1775) 年には国用人になり、天明元 (1781) 年、国用人兼国奉行に抜擢されて藩政改革の推進者となる。もともと尾張藩士の出ではない璣邑が、尾張藩で累進できたのは、江戸で幼少年期を過ごす徳川一門の帝王学の教師群であつた人見家と、藩主宗睦との私的な人間関係にあつたと岸野俊彦は指摘している。荻生徂徠の弟、荻生観は公儀の儒者であつたが、その子荻生清が璣邑と学友であつた。宝暦 5 (1755) 年、清が 27 歳で死去した時、璣邑は追悼文を作成したという。人見家の学問は朱子学であつたようだが、璣邑はこうした環境から徂徠学にも強い関心を寄せていたと考えられる。前掲岸野、1992 年、を参照。人見璣邑については岸野、1992 年のほかに、前掲名古屋役所編、1981 年、248 頁を参照。

(30) 「人見弥右衛門上書」の内容については、佐々木隆美「解説・凡例」(前掲『名古屋叢書 第一巻 文教編』所収、12-14 頁)を参照。

(31) 人見璣邑「人見弥右衛門上書」(前掲『名古屋叢書 第一巻 文教編』所収、113-114 頁)。

(32) 同上書、124 頁。

璣邑のいう「制度」とは、生活のスタイルを規定するものであり、徂徠が重視する礼楽刑政を根本にする生活様式の型である。儉約のために君主が「廉物」を服すれば、家臣が「我も我も」と君主の真似をする。そうすれば廉服の需要が高まって、「廉物之直踊貴」を招いてしまう。結果、「下賤の者ハ身に纏ふ事」もできなくなる、と具体的に述べて、正しい「制度」の構築が治国安民の方策であることを記している。こうした璣邑の政治論は、以下にみる荻生徂徠の『政談』に通ずるものであると考えることができる。

衣服・食物・家居に至るまで、貴き人にはよき物を用いさせ、賤しき人にはあしき物を用いさるように制度を立つる時は、元来貴き人は少なく、賤しき人は多き故、少なき物を少なき人が用い、多き物を多き人が用いて、道理相应し、行支えなく、日本国中に生ずる物を、日本国中の人が用いて事足る事也。

この制度立たざる時は、その数夥しき賤しき人が数少なきよき物を用ゆる故に事たらず。物の価も高直になる。またその数多き賤しき人にもよき物を望みにかなえ用いさせんとする故、そのよき物次第に粗相になり行く。⁽³⁴⁾

「貴き人にはよき物を用いさせ、賤しき人にはあしき物を用い」させるように「制度」が整っていた時代は、「道理相应し、行支えなく、日本国中に生ずる物を、日本国中の人が用いて」安定していたが、そうした「制度」が成立しなくなると、需要と供給のバランスが崩れて物価高騰を招いてしまう、と徂徠は述べている。先の璣邑の記述が、この徂徠の制度論と極めて類似していることは明白であり、璣邑が徂徠の制度論を強く意識していたといえることができるだろう。では、璣邑の制度論の根本にはどのような思想が存在していたのであろうか。以下、彼の学問観から考察したい。

何を揃ても、人主は寛が本なり。知人安民共、此寛を捨てば、とんといかぬ事なり。まして礼楽をもつて国家を陶冶する大道術は、尚更なり。孟子や韓退之が理屈詰で、云事がとゞかぬ物なり。管子の君臣、荀子の君道、人主の見ずして叶わぬ書なり。しかし是も諸子の道にて、聖人の道と一段下る故、礼楽の教化なし。理屈に落る弊あり。礼楽の教化でなければ、効も遅く末の遂る事もなし。学校と云名のみにて講釈場の様になり、昼夜理屈斗り云ひて聞せると、小人の悪智恵増て、却て人材は生ぜぬを以て知るべし。天下国家は教化と云ものにて、自然と風俗を美にする事なり。⁽³⁵⁾

「礼楽をもつて国家を陶冶」、あるいは「礼楽の教化でなければ」という部分をみると、一見儒学に共通する考え方なのではないか、と読み過ごしてしまいがちであるが、内容を詳細に読み解くと

(33) 人見璣邑『人見璣邑随筆』（成立年不詳）、名古屋市蓬左文庫所蔵。

(34) 前掲荻生徂徠『政談』、102-103頁。

(35) 前掲「人見弥右衛門上書」、125頁。

そうでないことは明らかである。璣邑は、「孟子や韓退之」は「理屈詰」であるし、管子や荀子の法家思想は君主が把握しなければならない書ではあるが、これら諸子百家の道はみな「聖人の道」より一段下る教えである、と述べている。そして、礼楽でなければ「人材は生ぜぬ」として、璣邑が教育の根本を礼楽＝制度に求めていたことがわかる。これは璣邑が、徂徠が絶対視した古聖人の道、すなわち聖人が制作した礼楽という社会制度の把握に教育の重点をおいていたということになる。「昼夜理屈斗り云ひて聞せる」というのは、諸子百家の学問や朱子学のような形而上学に対する批判と考えられるが、璣邑がここで強調したかったのは、机上の空論ではない「礼楽」という実体があれば治国平天下が成り立たないということである。

こうした璣邑を中心とする、藩内の教学を担う人たちが徂徠学に共感していたことに対して、藩内には別の思潮も存在していた。本居宣長の門人であった横井千秋は、国学の優位性を示すべく、藩主へのアピールを積極的に行っていたようである。

本綿苑千秋俗称横井十郎左衛門本居著述之古事記伝を、源明様に献ぜんともくろみし時、人見弥右衛門拒みてゆるし不申。秦鼎を伝ひて申解きて曰、古訓の吟味明細に付さし上度、と申主意にて、弥右衛門へ申入候節、左候はゞ指上させ可申候。但し我等が主意を書入たる上にて其書を差上候へとて、古事記伝の初め之处へ弥右衛門自筆にて、此書古訓の吟味は明細に御座候へ共、此主意を御厚信御座候而は、大に御政事の害になり申候間、其思召二而御覧可被遊旨をかきそへて、其後さし上させし由。弥右衛門書入は、御側に有て、古事記伝初めに有之候を見当り候故、追而書拔差上可申候。此書を偏信之人、言行も偏になり候を追々見聞仕候。津の藤堂家にては、政事之害になり候由、^{本ノママ}徳と承伝へ申候事。⁽³⁶⁾

明公（9代宗睦）御代、本居宣長撰述の古事記伝を献納せんと願ひし時、人見璣邑許さゞりしを強て願ひしかば、然らば我其巻首に書入して献納すべし、それにてもよきやといひしに、ともかく願ふといひしゆへ、璣邑加筆して上りたり。其趣は、此書入御覧候とも、此通を尤と思召して行はせらるゝに於ては、御政事に害あるべし、其御心にて御覧あるべき旨を書たりといふ。今奥文庫にある古事記伝に、璣邑の書入あるやと、ひそかに林品美に託して検せしむるに、なしといふ。蓋し、璣邑は別紙に書して添たりしにや。⁽³⁷⁾

最初の引用は細野要斎（1811-1878）による『天保会記』の抄出、後者の引用は同じく要斎の随録

(36) 細野忠陳（要斎）抄出『天保会記鈔本』（名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第十三巻』1987年所収、213頁）。『天保会記鈔本』は、尾張藩の学者、深田正韶が編集した『天保会記』から、弟子の細野忠陳が抄出したもの。「凡例」参照。

(37) 細野要斎「感興漫筆 廿九」（名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第二十一巻』1961年所収、341頁）。「感興漫筆」は天保7年～明治11年にかけて細野要斎の45年にわたる『葎の滴』と題する随録の一部に当たるもの。

である。本居宣長の門人であった尾張藩儒、横井千秋が宣長の『古事記伝』を藩主宗睦に献上したいと人見璣邑に申し出るも許可を得ることができなかった。その後、秦鼎を通して「古訓の吟味明細に付さし上度」という主意で再度璣邑に申し入れたところ、璣邑が直筆で「此主意を御厚信御座候而は、大に御政事の害になり申候間、其思召ニ而御覧可被遊旨」を書き添えるという条件で献上を許したという。後に細野要斎は璣邑の書き添え有無の真偽を確かめるべく、林品美に奥文庫の『古事記伝』を調べさせたが、そうした「書入」は見つからなかった。「宣長学が政治の弊害になる」という璣邑の書き添えの真偽は定かではないが、側近の間にこうした風評が立つほど璣邑が宣長に対して警戒心を抱いていたことは事実であった⁽³⁸⁾。また璣邑の記憶に新しい、尊皇論者の竹内式部や山県大弐が処罰された宝暦明和事件⁽³⁹⁾も、宣長学に対する嫌悪感を強める要因のひとつであったかもしれない。しかし、璣邑が国学派を拒んだ根拠的理由はその思想に存在していたと考えるべきであろう。徂徠学が教えるような「制度」の立て直しによる治国を目指す璣邑にとって、記紀神話における作為のない人間精神を尊び、自然になりゆくままの姿を肯定する、すなわち「制度」の建替えに真っ向から反対するような国学の思想は受け入れがたいものであったはずである。思弁的な学問ではなく、徂徠学に共鳴するような、実効性のある積極的な政策を重視する璣邑の姿勢は、「簡法嚴刑」という制度改革こそが治国の要である、と説く海保青陵と同じ方向を目指すものであったといえる。この点については後述する。⁽⁴⁰⁾

3. 細井平洲と世子教育

尾張藩文教政策の中心人物として挙げられるのは、米沢藩の若き藩主上杉治憲（鷹山）を支えて功績を残した細井平洲である。平洲は人見璣邑に推されて尾張藩に招かれ、天明3（1783）年、藩校明倫堂の初代督学に就任して藩の文教政策を担うことになった。平洲は、中国語とその会話や『詩経』の研究に努めていたというが、彼の学者としての特徴は、その枠組みは徂徠学的であっても古注に

(38) 宣長が千秋を介して尾張藩への積極的アプローチを試みていたことはその書簡からも読み取ることができる。天明8年10月5日付の横井千秋から本居宣長宛の書簡の内容から、二人が内密に『白真弓』に関する相談を重ねていたことがわかる。『白真弓』は本居宣長の尾張藩登用を実現するための藩主への建白書である。しかし、当時の尾張藩内では宣長を招くことが難しい状況にあることを千秋は察したようで、千秋は宣長へ『白真弓』を松平定信にも建白することをすすめている（『來簡集』書簡 No. 149、大野晋編『本居宣長全集 別巻三』筑摩書房、1993年所収、439-441頁）。『白真弓』成立の背景等については、築瀬一雄「『白真弓』考」（築瀬一雄『築瀬一雄著作集 五』加藤中道館、1978年所収）に詳しい。その後、寛政4（1792）年、宣長は名古屋滞在中の璣邑と面会を果たす。その時の緊迫した雰囲気は対談録「璣瞬間答」に記されている。大野晋編『本居宣長全集 別巻三』（筑摩書房、1993年所収）。

(39) 丸山真男は、竹内式部、山県大弐の事件を尊王論が封建権力の忌諱に触れた最初の事件として捉えている。丸山真男『日本政治思想史研究』（東京大学出版会、1999（初版1952）年、278頁）。

(40) 前掲拙稿、2008年参照のこと。

こだわらない点、朱子学的道德主義を基本におきつつも、そのみに固執しない点にあるとされる。彼の講話は、平易で通俗的な話題を盛り込み、巧みな話術で聴衆を泣かせ、また自らも泣くという形式で、集まった聴衆は平洲を「如来様」といって拝み、銭を投げる熱狂ぶりであったらしい。平洲は領内の各地を巡回し、藩士、町民、農民らに「御冥加」論を講じてその正当性を訴えた。平洲が督学を務めた藩校明倫堂は、町人や農民にも解放されたようである。平洲のこうした民衆教化活動は、藩主を頂点として武士から農民にいたるまで、藩内の一致協力体制を目的としたものであった。⁽⁴¹⁾

まず、徂徠学批判を展開する平洲の記述を確認したい。荻生徂徠は、政治と道德を切り離れた点にその思想史的意義が認められるが、平洲は為政者に高い道德性を求めた。徂徠にとっての道は聖人たちが制作した礼楽刑政であったが、平洲は「道なるものは、天地自然の道なり。而して人の造作する所に非ず也。」⁽⁴²⁾と徂徠の道を明確に否定している。そして、米沢藩主上杉鷹山が、「聖人の御制作被成候大道を聖人の道と申候」という徂徠学的見解を示したことに對して平洲は次のように述べた。

制作と申事は徂来か道は聖人の造る所にて、天地自然の道にあらずと申所より出候様に相聞
(ママ、原文句読点なし)
へ 申 候 聖人の制作は禮樂に御座候、道は聖人の作りたるものには無之と申が、愚見に御座候、孟子の仁義禮知 心^(ママ)に根ざすと申事、正道に御座候、人心をすて申候而、別に道は無御座事、
⁽⁴³⁾
不及申上候。

聖人が制作したものは礼楽であって、「道」は聖人が作ったものではないと平洲は断じている。孟子の「仁義禮知心」に根差すことが正道であり、人心を顧みない道などないともいう。政治と道德を切り離れた徂徠学とは対照的に、平洲は人心と政治を直結して藩政改革に取り組むことを考えていた。しかし、平洲の考えが単に「反徂徠学」ではなく折衷学といわれる根拠は以下の引用から明らかになる。

當時學問には種々流儀も有之候て、何れが可然御一決難被成候得ば、當時行れ申候程朱學、仁齋流、徂徠流、三流の内是非を致決定候て、申上候様にとの御事承知仕候。……但し聖人にて無之候得ば人々是非得失は勿論有之うちの事に御座候。長を用い短を捨て申候はゞ、何れ利益の無之學も有之間敷候。……左候得ば先其人の徳不徳を御選み被成候て流儀の處は左のみ御

(41) 細井平洲については以下の文献を参照した。東晋太郎「細井平洲の経済思想」(『経済学論究』第12巻第1号、1958年)、前掲岸野、1992年、84-86頁、前掲名古屋市役所編、1981年、248-253頁、前掲高瀬、1919年-2、416頁、後藤三郎、柳町達也校註『細井平洲・広瀬淡窓 世界教育宝典 日本教育編』(玉川大学出版部、1966年)など。

(42) 細井平洲「道説」成立年不詳(『嚶鳴館遺草 巻第七』高瀬代次郎編『平洲全集』隆文館、1921年所収、434頁)。

(43) 「上杉家秘庫存書」成立年不詳(前掲『平洲全集』所収、841頁)。

選み無之候ても可然様奉存候。己々流儀を偏屈に申唱へ候て、他流を排棄致候は全く其儒者一人切の私心にて御座候。人君は萬民の主に御座候。何れにても篤學美行の賢者を御用ひ被成候て、一家國の人心を教化有之、一體の風俗を美敷被成候と申が公道なる御所作に御座候……人君の學政を御世話やかれ候主意は、能教へて人民を善に向はせ申事が専務に御座候。程朱學を尊び候へば徳尊き程朱學師に學ばせ、仁齋徂徠を好き候へはおとなしき仁齋徂徠學者に教へさせ、兎も角も人をよくとりかひ候て、善心になり候様に可被成儀にて御座候。何流にても我執つよく人を得教化不仕候はゞ、無益の學問と可被思召候⁽⁴⁴⁾。

ここで平洲が繰り返して強調していることは、「人民を善に向はせ申事」が為政者の専務であり、どのような流派であっても人を教化できなければ「無益の學問」にすぎないということである。平洲はひとつの学派にこだわることをよしとせず、それぞれの一長一短を認識し、良いところは積極的に取り入れるべきであるという立場を明確に示している。

惣て人を取育て申心持は、菊好きの菊を作り候様には致間敷儀にて、百姓の菜大根を作り候様に可致事に御座候。菊好きの菊を作り候は、花形見事に揃ひ候菊計を咲せ申度、多き枝をもぎとり、数多のつぼみをつみすて、のびたる勢ひをちゞめ、我好み通りに咲まじき花には、花壇中に一本も立せ不申候。百姓の菜大根を作り候は、一本一株も大切にいたし、一畑の中には上出来も有、へぼも有、大小不揃に候ても、夫々に大事に育て候て、よきもわるきも食用に立て申事に御座候。此両様の心持を弁へ可申事に御座候。人才は一樣には無之ものにて、一概に我持方の通りにのみ仕込み可申と存候なる片気にては、被教候人も堪兼候ものに御座候……⁽⁴⁵⁾。

上記は世子教育に関する「つらつらふみ」の記述である。「道」の定義では徂徠と考えを異にした平洲であるが、人の個性重視という点においては徂徠に共鳴しているといえる。人材教育は、「菊好きの菊を作り候様」ではなく、百姓が菜大根を作るように、「上出来」も「へぼ」も、大小不揃いであっても、一本一株を大切に育てるべきで、「我持方の通りにのみ仕込み可申」という「片気」では人を教えることはできないと平洲は述べている。この記述から、平洲が朱子学とは異なる人間観をもっていたことがわかるだろう。朱子学が教える人間とは、同一の理が備わっているという点ですべて同じ人であり、人は修養することでその理の具現化が可能になる。一方、平洲は人の個性を尊重しており、個性を生かした適材適所の人材配置論を説く徂徠の人間観を共有している。さらに、平洲が重要視した政策決定の方法に公論・公評があった。前田勉は、藩校や塾で行われていた「会読」に注目し、近世日本において、身分を越えて人々が集う公共空間の創出に貢献したのは、討論・

(44) 細井平洲「つらつらふみ」享和2(1802)年刊(『嚶鳴館遺草 卷第五』、前掲『平洲全集』所収、133-136頁)。

(45) 同上書、132頁。

議論による自己啓発の学習法であったという見解を示している。そして、徂徠学派＝護国派の会読をその嚆矢として取り上げる⁽⁴⁶⁾。以下は天明7（1787）年、平洲が尾張藩主徳川宗睦へ提出した藩政改革に対する進言書の一部であるが、前田の指摘する「公共空間」がこの時期の尾張藩内に存在していたことを伝える内容である。

御政事は大小共に公論公評にて無御座候得ば、衆心一定不仕候。衆心一定不仕、唯君臣一兩人之心慮を盡し候計にて、政の成就仕事は、古今其例相見不申候。扨同一心に相成候事は、御内密御内評にて一兩人づゝ之了簡を被為聴、兩一人被仰含候分にては、不參儀と奉存候。御表向衆人廣座に而、君臣公會之上、執政大身より有司小臣迄、御政事に預り候程之輩は、御前にて聲高に利害を申合、無腹藏直言を盡し存含候、胸中忌み嫌ひなく申上候を被為聴度御義と奉存候。……家國之大政に至り候而は逆も君御一人にて被為行候儀にても無御座、貴賤親疎となく大勢の御役人を以被為執行候儀に御座候得は、上下一統に君上の御内心を明白に不奉存候而は、知慮をめぐらし手段を施し可申様無御座候⁽⁴⁷⁾。

公会において藩主は、執政大臣から有司小臣たちにいたるすべての家臣の腹藏ない、ありのままの意見を聞くべきである。藩政というものは、藩主一人で治めるものではなく、貴賤親疎にかかわらず、大勢の役人を用いて執り行うものなので、上下すべての人々が君主の考えを知っていなければ知慮も手段も講じることができない。公論公評でなければ人々の心が定まらない、と述べる平洲は、以下にみるように自らも「腹藏直言」を実践していた。

人見璣邑在勤の頃は、今の風とは大きに違ひたる事なり。細井平洲など人見と出会いの節は必ずいろいろの論あり。その上に論合はざれば、互に劇談に及び、大に争はる。その人の居らぬ所にては互に其人をほめて語らる⁽⁴⁸⁾。

ともに藩政改革に携わった人見璣邑と細井平洲の間で、常に活発な議論が交わされていた様子がわかる。天明期の尾張藩において、公論公評を実践し、教学を主導した二人は、改革に力を注ぐ藩士たちの精神的支柱にもなっていたであろう。国学に対する警戒について、璣邑の藩主宗睦への国学をめぐる進言についても先にふれたが、当時の尾張藩には藩主に対しても意見を上申することが可能な雰囲気が流れていた。そして、藩士の間でも活発に議論を交わし合うことができる「公共空間」が存在していたことは明らかである。

(46) 前田勉「近世日本の公共空間——「会読」の場に注目して——」（同『江戸後期の思想空間』（ぺりかん社、2010年）所収、第1章）を参照。

(47) 「細井甚三郎内考」（鬼頭有一『細井平洲・附中西淡淵（叢書・日本の思想家 21）』明德出版社、1977年所収、305頁）。

(48) 細野要斎『葎の滴諸家雑談 第一冊』（名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第十二巻』1986年所収、134頁）。

平洲が為政者に求めたのは高い道德性であり、その根拠となる学問は、朱子学であっても、仁斎学や徂徠学であっても流派は問題ではなかった。民を善に導く為政者が「篤學美行の賢者」でありさえすれば、いろいろな学問の併存を認めたのである。「當時學問には種々流儀も有之候」という記述が示すように、朱子学が存在、仁斎学、徂徠学など古学の盛隆、さらに平洲のような折衷学派の出現というように 18 世紀後半の思想界は多様化していた。こうした傾向は、海保青陵の思想においても本質的な部分となっていたと考えられる。海保青陵は江戸で生まれ、30 歳まで江戸で暮らした。江戸は各藩の屋敷が存在する政治の中心地というだけでなく、様々な文化人たちが集う私的なサークルがいくつも存在する、種々雑多な思想が行き交う場でもあった。⁽⁴⁹⁾このように様々な価値観を提供する江戸で生まれ育った青陵にも、もともと多様な教学を受け入れる素地があったといえる。また、青陵の多様化を許容する傾向というのは、徂徠学が内包する多様性にも由来すると考えられる。朱子学のリゴリズムから解放された徂徠学の根本は、個性ある個々人に依存するために多様にならざるを得ないという側面をもっている。したがって、多様性の許容は徂徠学の根本にも通ずるということであり、それは青陵にとっても学問の本質に関わることであったと理解することができる。海保青陵の父や弟、そして自らも仕えた身近な存在である尾張藩が、「長を用い短を捨て」、「徳不徳」を選ぶというような平洲の教学を許容したことは、「何派ノ学問ニテモナシ」⁽⁵⁰⁾という青陵の姿勢と、多様性の許容という点において親和性が認められるといえる。しかしこうした学問の多様化は、以下にみる寛政異学の禁を招く要因にもなった。

4. 冢田大峯と寛政異学の禁

冢田大峯は信濃国川中島の人。儒医で善光寺大勧進の冢田旭嶺の六男として生まれた。父は朱子学者室鳩巢の門人。父に経学を学び、16 歳で江戸に遊学、明和 6（1769）年に雄風館を開塾。和学は賀茂真淵に学んだという。後に細井平洲のもとに出入りし、助講として諸藩諸世子に出講した。尾張藩主徳川宗睦に招かれた細井平洲の推挙で安永 7（1776）年、尾張藩の侍講に迎えられる。寛政異学の禁を真っ向から批判して寛政の五鬼にかぞえられるも、文化 8（1811）年、大峯は尾張藩の藩校明倫堂の督学に就いている。⁽⁵¹⁾

寛政 2（1790）年、公儀は林家に対し、聖堂における学門を朱子学に統一するよう諭達を行った。⁽⁵²⁾柴野栗山・岡田寒泉を登用して聖堂における学門を朱子学に統一したいいわゆる寛政異学の禁は、湯

(49) 私的文化活動（狂歌や詩文のサークルなど）に存在した、身分を越えた人々の知的空間と海保青陵については、前掲拙稿、2010 年を参照のこと。

(50) 蔵並省治編『海保青陵全集』（八千代出版、1976 年、以下、『全集』と表記。海保青陵著作引用はすべてこの『全集』による）、「稽古談」『全集』、111 頁。

(51) 冢田大峯については、中村幸彦、岡田武彦校註『近世後期儒家集（日本思想大系 47）』（岩波書店、1972 年）、前掲高瀬、1919 年、前掲名古屋市役所編、1981 年、277-281 頁を参照。

島聖堂での教学を朱子学に限定するものであり、公儀がそれを他藩や民間の塾にまで強要することはなかった。寛政異学の禁に関する研究は諸説あるが、海保青陵と同門、同年代で親交も深く、冢田大峯とも懇意であった⁽⁵⁴⁾ 積雲室の記した『雲室随筆』には、異学の禁前後の湯島聖堂内の状況が具体的に描かれており、当時の様相を知る手掛かりになる。

然に越中守殿存寄として、京都より芝野彦介被召出官儒となる。また岡田清助と申者、駿河臺辺小普請衆の二男にて有しをも被召出けり。是は山崎闇斎風之由なり。……又越中守殿斗として京より尾藤良助と申者被召出、……又其後古賀弥助と申す者、京都より被召出良助同様被仰付、是は京都にて西依義兵衛とて、闇斎流の高名の人の高弟の聞え有し者也。祭酒は蕉隱公子と申て実家に居られし時は、詩文杯達者にて風流のみ名の知れし人なれば、林家風の学者にもあらず。然らば平沢五助などをば異学とて廃せられけるが、何を以て正学と申事なるにや。平沢を異学と申さば、良助も弥助も皆異学也。芝野彦介相談と申事にて、春齋已来七科の学式改られたり。しかれば林家の学風も異学と申事にや。神祖已来道春の学御信厚の処皆改り、山崎風の学者多くて、道春の血脈と共に学風も絶へけり。⁽⁵⁵⁾

松平定信に登用された、岡田寒泉、尾藤二洲、古賀精里らはみな「山崎闇斎風」の学者であり、林家の養子となって祭酒を継いだ林述斎でさえも、実家では詩文にすぐれた風流人であって「林家風の学者」ではない、とする。同時に、異学として職を解かれた平沢旭山を例に挙げて、彼を異学とするなら尾藤二洲も古賀精里も皆異学であると断じ、「何を以て正学」とするのかその基準の不明瞭さを雲室は指摘している。そして、「春齋已来七科の学式」を改編したことに対して、「しかれば林家の学風も異学と申事にや。」と異学の禁による聖堂内の改革批判を展開している。雲室や青陵とも懇意であった市河寛斎も、異学の禁によって聖堂の啓示役辞任を余儀なくされた。寛斎とも親交が厚かった冢田大峯は、異学の禁に対して尾張藩主および松平定信へ即座に進言した。

公儀の御學問は専ら宋學の様に相成候得共。右宋學の内にも最早流派分れ候而。林家の學問と山崎嘉右衛門・浅見重次郎杯の教方は。餘程違ひ。……程朱の教の外。古書に隨學問仕候者も多く有之候得ば。自分夫々の人材を成し候而。文道盛成御代に罷成。難有御事に奉存候。然る處此御時節。松平越中守殿朱子學を被好候而。他の學問は被嫌候由に相聞へ。近比越中守よ

(52) 「異學禁論達書」は寛政 2 (1790) 年、老中松平定信から (若年寄京極高久を通して)、聖堂の祭酒、大学頭林信敬や聖堂の儒官への申し渡し。「寛政異學禁關係文書」(關儀一郎編『日本儒林叢書 第三冊 史伝書簡部』東洋國書刊行會、1928 年所収、42-43 頁)。

(53) 寛政異学の禁に関する研究については、前掲拙稿、2010 年、注 (58) を参照のこと。

(54) 前掲拙稿、2010 年参照。

(55) 積雲室『雲室随筆』(森銑三、北川博邦編『続日本随筆大成 1』吉川弘文館、1979 年所収)、80-81 頁。

(56) 前掲拙稿、2010 年参照のこと。

り林大學頭殿へ御申渡の御書付之趣。世上に相傳へ。唯今まで博く古書に隋て其道を信仰仕候輩は。内々一統に慷慨歎息仕候沙汰に相聞申候。……たとひ何れの學流にても。天下之士學問の志有之。孝子忠臣の道に進候者多く罷成候はゞ。あながちに朱子學に限り可申にも有御座間敷。然る處右體の取沙汰に御座候而は。實に世上之學問衰微の基に相成可申哉と奉存候に付。⁽⁵⁷⁾誠に乍恐愚存の處。一通り越中守殿御聞にも入申度存念に而。……。

上記は、まず尾張藩主徳川宗睦へ宛てた進言である。文書の最後に「戌六月」と記されているので、公儀から林家へ出された通達直後だと推測できる。公儀の學問を朱子學に統一する件に関して、朱子學と一口にいってもすでに流派が分かれていることをまず指摘している。異學の禁に反対する大峯の理由は、朱子學そのものを否定したからではない。朱子學に限定することによって學問の衰微を招きかねないという懸念がその理由であった。次の引用は、大峯が松平定信へ宛てた上申書である。日付は同じく「寛政二年庚戌六月」となっている。

本より聖人之道に流派之分るべき道理は無御座候共。たとひ唯今流派を唱へ候學問に而も。何れも人々に孝悌忠信を教導仕候而。天下國家を治るに過たる教は有御座間敷。……人は其氣質の近き所によりて。各好む所同じからざる者に御座候得ば。弓馬劍鎗等之術も。御流儀之外之流儀も。人々の好みに任せて修業可仕事に御座候へば。學問も必ず程朱之流に無御座候共。人々の好みに任せて。漢魏以上唐宋以下之嫌なく。修業致させ度者と奉存候。……忠孝仁義之道に導き。其人材を教育仕候學問だに御座候はゞ。何れの流派と申御選なく。廣く人々の信ずる所之學者に隨而。⁽⁵⁸⁾文道修行致し候様に公命を下され度御事歟と奉存候。

ここで大峯が述べているのは、「聖人之道」に本来流派などなく、「天下國家を治る」こと以外に教育の目的はない、ということである。そして、異學の禁に反対するその根拠は、人はそれぞれ「好む所同じからざる者」であるという彼の間觀に求められる。人の好みは同じではないので、流派にこだわることなく、人々が信じる學者に師事して修業するように命を下して欲しい、と大峯は定信に進言している。大峯が朱子學そのものを否定しているのではないことがこの記述からも明らかになる。多様な教えの中から自分の好みに合った学を選んで修業することを求める大峯の論は、以下にみる荻生徂徠の「學寮了簡書」と同じ論理であることがわかるだろう。

春齋時分。學寮に付居候書生二十人餘も有之候。外より通ひ候弟子三四十人も可有之候。指南のいたし候方。五科十等を立候。五科とは。經學科。讀書科。詩科。文科。和學科にて候。……これは人々の得手不得手有之に付。それぞれの得手一向を厚く學はせ候ためにて。……はゞ廣

(57) 冢田大峯「大峯意見書第一」(前掲「寛政異學禁關係文書」, 21-22 頁)。

(58) 冢田大峯「大峯意見書第二」(同上書所収, 24-27 頁)。

く學はせ候儀。道春より傳來の家法にて候。この致しかた。古への聖人の門弟子を教へ玉ふに。人々の才に隨て科を分て教へたまふ筋に叶申す。其上學問は治國平天下の道なれば。國家の御用に立候やうに學ひ候事。尤至極の心かけにて候。……道春春齋のはゞ廣く學はせ候家法變して。唯今は別の流儀のやうに相見江候。唯今の様子は。朱子學はかりの狭き學問をいたし。講釋を第一に仕り。嘉右衛門流のこたくに相見へ候。……學校にては専ら儒者を仕立。國家の御用に立候義を主意と仕候事にて候。是儒道は元來治國平天下の道にて候ゆへ。古來より如此に⁽⁵⁹⁾候。

「學寮了簡書」は正徳4（1714）年に記されたもので、『弁道』成立の3-4年前ということになる。「春齋」は林羅山の三男、林鶯峰、「道春」は林羅山のことである。林羅山が確立した指導方法は、經学、読書、詩、文、和学の5科を広く学ばせるものであった。徂徠によれば、それは人々に得手不得手があるため、羅山の教育方法は「人々の才に隨て科を分て」教えるという「尤至極の心かけ」であったと評価している。しかしこの方法は次第に変化し、今や山崎闇斎流のようにみえるという。朱子学一辺倒の教育を受けた儒者は国家の用に立たない、という徂徠の根底には、『政談』に記されているような、個性あるすべての人に役人として任を与えなければならないという彼の政治論が存在していると考えられる。徂徠に従えば、林羅山が確立した教育方法は、朱子学に限らず幅広い教科を取り入れるものであったことになる。先にみた大峯の異学の禁に対する論は、まさにこの徂徠の論に同調するものであろう。人は「好む所同じからざる者」という人間観ゆえに、「人々の好みに任せて」修業させるべきなのである、と述べる大峯にとって、朱子学に限定する教育＝異学の禁は全く無意味なことではなかった。

釈雲室や冢田大峯の記述から、公儀が官学に指定する朱子学そのものも、すでに流派が分かれていると認識されていたことがうかがえるが、冒頭でふれたように、学問の多様化というのはこの時期の思想界の流れであったと考えることができる。雲室は浄土真宗の僧侶であるが、徂徠学派の宇佐美瀧水に学び、瀧水没後は湯島聖堂で学んだ。大峯も、室鳩巢に師事した父から經学の手ほどきを受け、国学の賀茂真淵や折衷学の細井平洲に師事するなど、多様な知識を学んだ経歴をもつ。海保青陵は父や弟とともに徂徠学の宇佐美瀧水に師事したが、自分では、「何派ノ学問ナド、イフコト大キニキラヒ也。」と述べて、「ワカキトキカラ何派ノ学問ニテモナシ。即、⁽⁶⁰⁾鶴ガ一家ノ学也。」⁽⁶¹⁾と自負していた。寛政異学の禁は、湯島聖堂を公儀直轄の学問所とし、その学問を朱子学に統一することを目的とした。しかし逆説的にいえば、そうせざるを得ないほど学問の多様化が進んでいたということにもなろう。そもそも、公儀に近い御三家の大藩、尾張藩でさえも、これまで述べたように

(59) 荻生徂徠『學寮了簡書』正徳4（1714）年（前掲關儀一郎編、1928年所収）。

(60) 海保青陵は著作中、自分を「鶴」と呼称する。青陵の号は皐鶴。

(61) 「稽古談」『全集』、111頁。

いろいろな学問の併存を許容していたのである。「何派ノ学問ニテモナシ」という青陵の姿勢も、青陵に限っての特異性ではなく、この時代の思想状況を端的に表しているともいえる。

5. 「政務の筋に入用」な実務者、角田青溪

角田家は、青陵の曾祖父の頃から譜代大名の青山家に仕え、祖父の代から家老職に就いていた。海保青陵の父である角田青溪が主君の青山家と姻族関係にあったこと⁽⁶²⁾、青陵の祖父にあたる角田克寛が、文武にすぐれた人であったことなど、自身の出自については青陵が「稽古談 卷之五」に記している。青陵が生まれた頃、青溪は宮津藩青山家の江戸詰勝手方家老に就いていた。しかし宝暦8(1758)年、宮津藩主青山幸道が郡上八幡藩へ転封となり、青陵の父は青山家の内紛に巻き込まれて青山家を致仕⁽⁶³⁾。青陵父子は幸道の伯父、篠山藩主青山忠朝に引き取られたが、青溪は致仕後も宮津藩の財政の立て直しに陰ながら貢献した。この青溪の実績が、師である宇佐美瀧水のネットワークを通じて尾張藩周辺の人々へ伝わり、尾張藩の藩儒として採用される契機になったと推測することができる。明和8(1771)年4月、角田青溪は尾張藩附家老竹腰山城守の同心として尾張藩に迎えられ、人見璣呂の推薦によって藩主や世子の侍読を務めることになった。「角田家系譜図」⁽⁶⁴⁾に記されている情報をもとに、青溪の尾張藩での任務を確認しておく。

- 明和8(1771)年4月、竹腰山城守の同心、7月15日、源昭様御学問御用。
- 安永5(1776)年8月25日、御表御会読御用。
- 安永7(1778)年3月24日、御学問御相手御用、12月新御番。
- 安永8(1779)年2月～天明3(1783)年、中将様御学問御相手。
- 天明4(1784)年～天明5(1785)年、宰相様御用。
- 天明5(1785)年7月23日、宰相様御用。
- 天明6(1786)年9月2日、御部屋御書物御用。
- 天明8(1788)年11月19日、老衰病氣により退身。

角田青溪は、江戸で育てられた尾張藩主宗睦の息子たちの教育に携わっていたことがわかるが、宗睦の息子が徂徠学を信奉していたことなどは以下の史料が伝えている。また青溪は、宗睦を囲んだ『資治通鑑』の会読にも招かれていたようである。⁽⁶⁵⁾

(62) 角田青溪と青山家の関係については、前掲拙稿、2008年-2、添付資料1を参照のこと。

(63) この一件は青陵父子にとっても看過できない事件であるため、その背景を確認しておく必要がある。前掲拙稿、2008年-2、同2009年を参照のこと。角田青溪については、そのほか前掲名古屋市役所編、1981年、245頁を参照。

(64) 角田家個人蔵。「角田家系譜図」については前掲拙稿、2008年-2、同2009年を参照のこと。

(65) 前掲高瀬、1919年-2、416頁。

源昭様各別御学問御好被遊、何角御見識被為在候。但し徂徠学御信仰なり。其比、源明様専ら⁽⁶⁶⁾宋学被遊候付、速水清次郎須賀吉平次門人なり御差下、御学問御世話被仰付候得共、一向御信用無之。只一通講被為聞候迄ニ御座候。其砌、同心より新御番ニ被召出、御学問御相手仕候角田市左衛門格別御思召ニ應じ、色々御會讀等も被遊候。全体御性質御豁達ニて、雅俗の才被為在候。御酒も御好ニて、御側向杯折々御酒宴も有之。萬端御ふくさなる御持方ニ被為在候由。御同君御側相勤候山村清兵衛談⁽⁶⁸⁾（原文句読点なし）。

朱子学に専念している宗睦は、学問好きな息子、治興⁽⁶⁹⁾（1756-1776）に朱子学者の速水鼎齋⁽⁷⁰⁾（1726-1778）を差し向けるが、治興は朱子学に興味を示さなかった。そのような時、角田青溪が教育係に就いたという。青溪は藩主や世子たちの要請に応じて会談を行っていた。

昭世子、至て文事ニハ御伶俐ニおはしましけり。夫故専ら講書御楽ミ被遊候。潜邸^(ママ)の御時、角田市左衛門と申者、名ハ明、青溪と号す。宇佐美恵助門人、松平出羽守ニ仕浪人、後新御番ニ被召抱、御相手の振合ニて時々罷出、御指南申上候。御性質御豁達ニて、至極ふくさニ御物語あらせられ、常ニ市左衛門へ御意ニ^(ママ)御多病の故、いつ迄も此御身分ニて御好成御講書御楽ミ御暮らし被成度、と被仰候由。されハ世子ニ被為成候節も、達て御辞退の御志なりしか共、無余儀父君の命ニ従はせ給ひき、御本意ニてあらざりし、と市左衛門予ニ語れり⁽⁷²⁾（原文句読点なし）。

病気がちの治興が学問御用の青溪を頼りにしていた様子がうかがえる。世継ぎを辞して今の身分のまま講書を楽しみながら暮らしたいが、父の命で余儀なく後継ぎとなるもそれは彼の本意ではないのだ、と青溪は治興の気持ちを代弁している。次項で確認するが、青溪は、長子である海保青陵に、家督を弟に譲って学問を自由に続けることを懇願され、それを許した。我が息子とひとつ違いの病弱な治興が、尾張藩主の後継ぎ以外許されないことを青溪は不憫に思ったのであろう。昭世子治興は安永5（1776）年、21歳で早世する。

これらの史料にあるように、尾張藩では教化政策に関わっていた角田青溪であるが、宮津藩では勝手方家老を務め、徂徠学が教える制度建替の実践者としても活躍していた。青陵誕生前後の宮津

(66) 宗睦の次男、治興。昭世子、源昭公。前掲「趨庭雑話」、および前掲「尾張徳川家系譜付録尾張家御系図」を参照。

(67) 尾張藩9代藩主徳川宗睦のこと。前掲「趨庭雑話」、および前掲「尾張徳川家系譜付録尾張家御系図」を参照。

(68) 前掲『尾張老談録』。

(69) 徳川治興については、前掲名古屋市役所編、1981年、84頁を参照。

(70) 通称清次郎、須賀精齋に師事する。神道を吉見幸和に学んだ。前掲名古屋市役所編、1981年、247頁。

(71) 宗睦の次男、治興のこと。前掲「趨庭雑話」、および前掲「尾張徳川家系譜付録尾張家御系図」を参照。

(72) 前掲『尾張老談録』。

藩内紛の顛末は、青陵が「稽古談 卷之五」の中で記しており、筆者も別稿でふれてきたので詳細は割愛するが、当時の宮津藩財政は、国元の不正グループ家臣によって牛耳られている状態であった。⁽⁷³⁾こうした状況の解決に抜擢されたのが青陵の父、角田青溪である。勝手方家老を命じられた青溪は、国家老の小出弥左衛門とともに財政問題の解決に取り組んだ。

先生令ヲ出シテ云。今迄ハキビシキ儉約ヲ云ヒ渡シタレドモ、今日ヨリ拙者ニ御勝手ヲ御預ケナサル。拙者御勝手向ヲ御預リモフス上ハ、今迄ノ法ヲサツパリトカヘテ、新面目ニスルコトユヘニ、先ヅ唯今ヨリ、御儉約ハ止メニスル也。何年何日以前ノ掟ニ定メカヘルコト也。何レモトント新シフシラベカヘテ、拙者ノ新法ヲ守ラルベシ。別段ニモフシ渡スニ及バス。⁽⁷⁴⁾

青溪が講じた制度改革は、「今迄ノ法ヲサツパリトカヘテ」、「儉約ハ止メニスル」という斬新なものであった。その斬新さとの確さゆえ、青溪の行った藩内の借財処理は国元の不正グループの反感を増幅させるという結果を招くことになる。青溪が携わった宮津藩の財政立て直しは、「三年ノ内ニ勝手ノコラズサラヘアゲテ身上ナオレリ。」⁽⁷⁵⁾というように、借財の整理によって一応決着をみたといえるのかもしれないが、同時に藩内の内紛を引き起こす要因にもなった。⁽⁷⁶⁾内紛後、藩主は宮津藩から郡上八幡藩へ国替えとなり、角田青溪一家は青山家の本家筋、篠山藩主に引き取られた。海保青陵は、青陵父子を引き取った篠山藩に仕えていた時期がある。藩主は青陵に「其方ノ親ハ、日比谷ノ身上ヲ一タビ興シタル大忠大才ノ人也。」と角田青溪の功績を称えていた。当時、宮津藩青山家の上屋敷が日比谷御門内にあったことから、宮津藩主は「日比谷」と呼ばれている。⁽⁷⁷⁾青溪が尾張藩に迎えられたのは、「日比谷ノ身上」の再興がその要因のひとつであったことは相違ないであろう。荻生徂徠は儒者の任務について、「総じて聖人の道は、元来治国平天下の道なる故に、政務の筋に入用なる事を第一とする事、古よりかくの如し。」⁽⁷⁸⁾と述べている。「日比谷ノ身上ヲ一タビ興シタ」角田青溪は、徂徠のいう「政務の筋に入用なる事」を実際に行ってみせた有能な儒者であった。藩財政

(73) 前掲拙稿、2008 年-2、および同 2009 年参照。

(74) 「稽古談」『全集』、107 頁。

(75) 「稽古談」『全集』、106 頁。

(76) 国元の不正グループは青溪に対する訴状を準備する。この情報を聞きつけた青山忠朝（青溪の従兄弟であり青溪の主君の叔父でもある）は驚き、青溪を引き取って隠居願いを提出させた。青溪が忠朝に引き取られていく状況がいかに物々しい雰囲気であったかということは「稽古談 卷之五」に記されている（「稽古談 卷之五」『全集』、109 頁）。前掲拙稿、2008 年-2 を参照。一方、青山幸道の転封先である郡上八幡においても、公儀の介入まで招き、足掛け五年にもおよんだ一揆、いわゆる宝暦騒動が起り、藩主金森頼錦は改易になった。宝暦騒動については、大賀妙子「郡上藩宝暦騒動の政治史的意義」（津田秀夫編『近世国家の展開』塙書房、1980 年所収）、『郡上八幡町史 上巻』（八幡町役場、1960 年）を参照。

(77) 宮津藩から郡上八幡へ国替えとなった青山家藩邸が江戸城の日比谷御門内にあったので、「日比谷ノ身上」とは宮津藩の財政を指している。「稽古談」注参照。（前掲『日本思想大系 44』所収、345 頁。）

(78) 前掲荻生徂徠『政談』、348 頁。

の窮乏を打破するため、宝暦から天明期にかけては各藩が経済自立化を目指して藩政改革に取り組んだ時期である。その中心になったのは、角田青溪のような藩財政の勝手方実務を担う人たちであり、彼らのような実務家は、貨幣経済が進展する社会の時代的要請でもあった。⁽⁷⁹⁾ 徂徠学の実用主義的な側面を受け継ぎ、実際に藩の財政再建に貢献した実務家としての角田青溪は、尾張藩主宗睦や藩の改革を推進する人見璣呂らが求めた人材であったといえる。実務家である青溪は、机上の空論を排し、実際の政治に用いることができる具体的な議論を息子にも要請した。次項ではまず父、角田青溪が息子、海保青陵に与えた影響を考察し、青溪を含めた尾張藩の思潮と青陵の制度論の近似性について考えることにする。

6. 尾張藩の思潮と海保青陵の制度論

鶴ガ十七ノトキニ尾公ヨリ先生ヲ召サセラル。鶴モ尾公ノ御目通り仕リタリ。此時ハ、尾ハ大納言様ト、源孝公子トイヘル中将様ニテアリシ也。ソノ後ニ鶴ヲ留書トイフ役ニ召サレタレドモ、鶴学問サイチウユヘニ、辞シテ就ザシリ也。……扱、鶴舎弟一人アリ。鶴トチガヒテ甚敬謹之性質也。青山家ヨリ一人ハ此方ヘモラヒタシ、行々ハ大夫ニモ取立ベシトイフコト也。此時鶴、先生ヘ願ヒテ云。何卒青山家ヘハ鶴ヲツカワサレ下サルベシ。鶴ハ尾ニオルコトハ望ミニナシ。大名ノ家来ガヨキ也。又、イツ暇ヲトリテモ、他家ヘユキタキトキニユカフト自由ニナルユヘニ、ヤハリ青山家ガヨキ也。……尾藩ノ細井甚三郎大病ニテ、月並ノ講書ノ人材不足セリトテ、江戸ヘ下ラネバナラヌワケニテ下レリ。又、御目見ヲ仰セ付ラレタリ。三年勤メタレドモ、江戸ノ水土、鶴アハズ、数大病ヲヤミタレバ、又、無理ニ御目見ヲ差上テ江戸ヲ出タリ。御目見ヲ兩度差上タル人ハ鶴一人也トテ、ムツカシカリシケレドモ、段ニイ、ワケアリテ此事叶ヘリ。⁽⁸⁰⁾

海保青陵は17歳の時に尾張藩主に初御目見し、47歳の時、細井平洲の引退による講書の人材不足を受けて尾張藩江戸藩邸に出仕するが、3年ほど務めた後に病気を理由に暇願を出している。宮津藩で実績を挙げた青陵の父は、前項で考察したように徂徠学の実用主義的な側面を受け継いだ儒者であった。こうした側面が、息子の青陵にも継承されたことは以下の引用から知ることができる。青陵は、篠山藩主に請われた経済策を上書するために「経済ノ事」について父と何度も議論を交わした。青陵が父とのやりとりから得た実用の策としての「経済ノ事」は、その後の青陵の経済政策

(79) 藤田貞一郎は、藩財政の実務に携わる武士たちを「藩国家官庁エコノミスト」と呼び、藩経済の、中央市場からの自立化政策で活躍した彼らの功績を指摘している。藤田貞一郎『国益思想の系譜と展開』（清文堂、1998年）を参照。

(80) 「稽古談」『全集』、109-110頁。

論の要になったものと考えることができる。篠山藩主は青溪の宮津藩財政の立て直しを評価し、「其方モ儒者ノコトナレバ、此家ノ経済ノコトニツキテ、心ヅキタルコトヲ書キテ見スベシ」と青陵に経済策についての意見を求めた。青陵は早速、四、五十枚の書付を準備して父に相談するが、「コ、ニテハナシ、大キニセントフチガフテオル也。カキナオスベシ。」とあっさり突き返される。再度書き直してみせるが、「前ノヨリハ少シマシナレドモ、マダコ、デモナキ也。」と再び却下された。そこで青陵は、「儒者ノ論ヲトントヤメテ、身上ノヨフナルスジヲ、チカドラマヘニシテ、今日入用ノコトヲカキナラベテ」みせると、父は「大キニヨロコビ玉ヒテ、至極コレナリ」とようやく青陵の論に同意した。青陵が父から要請されたのは、儒者流に机上の空論を説くことではなく、あくまでも現実の社会に役立つ具体的な政策の提示であった。青陵と父は、親子で「難ジ合イ、問ヒ合イテ、経済ノコトヲ研究」したのだという。⁽⁸¹⁾

タトヘドノヨフナル立派ナ論ニテモ、今ノ世ノ用ニ立、ヌ論ハ、畢竟ムダ議論ナリ。先王ノ礼楽刑政⁽⁸²⁾イフテ見レバ、見事ナルバカリニテ今ノ用ニタ、ズ。真ノヒマツブシナリ。言テ見レバ玩弄物ナリ。……儒者先生ノ礼楽ヲ立派ニ説キ並ブレドモ今ノ用ニ立、ヌユヘ、政ノ談ニナレバ隅ヘヒツコミ目ヲパチパチシテ黙シテ見テ居ルナリ。⁽⁸³⁾

現実の社会に目を向ける青陵は、たとえ「先王ノ礼楽刑政」であっても「今ノ用ニ立」たない論は「玩弄物」であると断じ、「儒者先生」が説く「礼楽刑政」を否定する。徂徠が絶対視した「礼楽刑政」と、青陵が否定する「儒者先生」が説く「礼楽刑政」との相違点は、古聖人の構築した「制度」を「今ノ世ノ用」に立たせる議論であるか否かにあった。

堯・舜・禹・湯・文・武・周公ノ仕方ニテ、治世ヲ治ムレバ治マル也。然レドモ後ノ儒者ノ堯・舜以下ノ話ハ、実話ニハアラザル也。孟子ノ堯・舜以下ノ話ハ、モハヤ孟子ノ己^おノガ勝手ノヨキ方ヘ引入テコシラヘタルユヘ、又チゴフ也。……乱世ヲ救フニハ、孔・孟ノ仕方ニスレバ救エル也。治世ヲ治ムル仕方ニテハナキト知⁽⁸⁴⁾ベシ。

徂徠ハナルホド古今沢山ニナキヨキ学問ノ人也。有徳院様ヨリ命ヲウケ政談ヲカキタル。政談ヲカキテ見レバ、コレイキタル天下ヲトラヘテ云ユヘニ、実話デナケレバナラヌ也。実話を語りテ見レバ、儒者ノ論トハチゴフ也。凡ソ近来ノ儒者白石ト徂徠トハ、真ノモノヲ前ニヤキ

(81) 前掲「稽古談 卷之五」『全集』、110-111 頁。

(82) 『全集』「萬屋談」では、「先生ノ礼楽刑政」となっているが、滝本誠一編『日本経済叢書 卷十八』（日本経済叢書刊行会、1915 年）に所収されている「萬屋談」では「先王ノ禮樂刑政」（78 頁）となっており、同編『日本経済大典 第二十七』（啓明社、1929 年所収）「萬屋談」も「先王ノ禮樂刑政」（79 頁）となっている。内容から判断すると『全集』は誤植と考えられるがそれぞれの原本を確認する必要がある。本稿では前後の内容から判断して「先王ノ礼楽刑政」が正しいと判断したい。

(83) 「萬屋談」『全集』、395 頁。

(84) 「稽古談」『全集』、14 頁。

テ論ジタル人。世ノ儒者ノ云イゴトハ、ハルカニチガウテラル也。⁽⁸⁵⁾

「古聖人」である「堯・舜・禹・湯・文・武・周公ノ仕方」は、平和な世を治めるための政策であるが、乱世に活躍した孟子が述べる「堯・舜以下ノ話」はもはや実話ではなく孟子の時代の社会に合うように「コシラヘタ」論になっている。したがって、孔子や孟子の論は、乱世に役立つことはあっても治世である「今ノ用ニ立」たない。白石や徂徠の論は、いずれも現実社会の「実話」をもとに論じている点で、「世ノ儒者ノ云イゴト」とは「ハルカニチガウ」のであった。

富国ノ第一ハ法也。治国ノ第一ガ富ニテ、富国ノ第一ガ法ユヘニ、トントノ本ハ法也。法ノ立テカタハ大国モ小国モ天下モ一人ノ身モチガフ事ナシ。同ジ仕掛ケ也。⁽⁸⁶⁾

徂徠の政策が、「制度」の立替に重点をおいていたこと、尾張藩の藩政改革を担った人見璣が徂徠の制度論に同調していたことはすでに確認してきた。そして海保青陵もまた、「制度」を重視する統治策を展開していたことがわかる。「富国ノ第一ハ法」であるという海保青陵は、古法を改めて法を建て替えることが富国につながるという考えを加賀藩士に対して以下のように述べている。加賀藩における古来の法は、「他国ノ物ヲ御国ヘ入レズ、他国ヘ御国ノ物を出サズ」⁽⁸⁷⁾という閉鎖的なものであった。古来の法が守られているうちは経済にも問題が生じなかったのであるが、いつの頃からか「御家中、町方、在方共ニ衣服ヨリ調度、化粧道具、髪結道具ニ至ルマデ、京大坂ノ物バカリツカフ事」⁽⁸⁸⁾になって藩外へ金が流出してしまう結果を招いていると指摘する。今まで他藩へ商品売することを禁じていたため、農工の民は商品を多く創出しようという動機づけを得ることができずに仕事に精を出すことがなかった。こうした加賀藩の状況に対して、青陵は「自国のシロモノヲ他国ヘマワシテ、其代金ニテ他国ノ物を仕込」というように古法を改めれば、「今マデズルケテ貧ナル」農工の民たちは暇を惜しんで商品を積極的に生産する「働キテ富ム人」になるのだ、と説いたのである。⁽⁸⁹⁾

今マデハ働カズニ貧ヲスルガ法ヲ守ル民也。今ヨリ後ハ働キテ富ヲスル人ガ、ヨク法ヲ守ル民也。法ヲ守レバ富ム、守ラネバ貧ニナルトイフ事ヲ、民共ガ皆会得シヨフナラバ、国ヲ富マス事ハ、石ヲ拾フヨリモマダヤスキ事ナルベシ。是下々ノ欲スルトコロニ因リテ組ミタル法也。法ノ本源也。法ノ行ハル、根本ナリ。⁽⁹⁰⁾

(85) 「稽古談」『全集』、14 頁。

(86) 「本富談」『全集』、118 頁。

(87) 「綱目駁談」『全集』、224 頁。

(88) 交易差額を藩富とする青陵の富国策は藩重商主義として認識され、青陵の経済政策論に関する先行研究は数多い。海保青陵に関する先行研究については、前掲拙稿、2008 年を参照のこと。

(89) 「綱目駁談」『全集』、224 頁。

(90) 「綱目駁談」『全集』、225 頁。

青陵によれば、古法に従うが故に「働カズニ貧ヲスル」民たちは、古法を替えることで意識が変わり、生産活動に精を出して富を得る人になるという。そうであれば、藩財政を改善するのは「石ヲ拾フヨリモ」たやすいことだというのである。こうした青陵の具体的な制度改革の提唱は、実務家であった父、角田青溪との議論から直接学びとった方法であり、徂徠学の実用的側面も受け継いだと考えることができる。そして、青陵の政策論の根底にあったのは、本稿で考察した尾張藩の教化政策を担った藩儒たちと同様、朱子学と対峙する人間観であった。そして青陵もまた、人情に適った制度構築による治国策を提示したのである。⁽⁹¹⁾

天明期は自然災害が多く、農村と都市では一揆や打ちこわしも頻発した。武士層の財政窮乏の一方で、商品経済の進展によって財を蓄え、巨大な富を築く豪農や豪商も出現した。⁽⁹²⁾このように経済問題が深刻化し、複雑化する現実の社会を海保青陵が客観的に観察したとき、道徳性を有する藩主が政治を行えば、自動的に民も教化され、世の中がうまく治まるのだ、という朱子学の教えはあまりにも非現実的、楽観的であり、海保青陵にとっては藩主による徳治政策論などとは「実話」になりえない、「今ノ世ノ用ニ立、ヌ」空論にすぎなかった。本稿で考察した尾張藩の教化政策を担う藩儒たち——人見璣邑、細井平洲、冢田大峯、角田青溪——は、総じて徂徠学の気質不変化説を支持する人間観にもとづいた政策論——「実話」を追究する姿勢を示していた。この点において、尾張藩の政策と海保青陵が展開した富国策には、同調する傾向が認められるだろう。

おわりに

藩内の改革を主導した人見璣邑は藩主世子に向けて、「天下国家は教化と云ものにて、自然と風俗を美にする事なり。」と述べたが、人々の教化によって国の風俗を斉えることこそ君主が行うべきことなのだというこの教えは、『礼記』に収められている「学記」の一節に依拠するものと考えられる。⁽⁹³⁾「君子如欲化民成俗，其必由學乎。所學者，聖人之道，在方策。」この意味は、君子が民を教化し、その美俗を成し遂げようと思うならば、学問によるほかに方法はないであろう。民を教化し美俗を完成するためには、学問によって聖人の道を学ばなければならないということである。⁽⁹⁴⁾すでに述べて

(91) 海保青陵の人間観と「簡法嚴刑」については、前掲拙稿、2008年を参照のこと。「簡法嚴刑」については、青陵が「経済話」（『全集』所収）に詳しく述べている。

(92) 18世紀後半から19世紀にかけての経済状況については、中井信彦『転換期幕藩体制の研究——宝暦・天明期の経済政策と商品流通——』（塙書房、1976年）を参照。

(93) 柴野栗山に異学の禁を建議したとされる西山拙斎は、異学派赤松滄洲に反論する際、この「学記」を引用して朱子学の正当性を訴えた。西山拙斎「与赤松滄洲論学書」（前掲『近世後期儒家集』所収、323頁）。前掲辻、1990年、209頁参照。

(94) 「礼記」（市原亨吉、今井清、鈴木隆一著『全釈漢文大系 第十三巻』集英社、1977年所収、248-249頁）。テキストは清の嘉慶20年、南昌府学刊『十三經注疏』を用い、訳出は鄭注と孔注、阮元の『校勘記』と陸徳明の『經典釈文』に依拠している。

きたように、璣邑が想定した「国家の教化」とは、諸子百家の道に頼るものではなく、「制度ヲ立カヘルト云ハ、風俗ヲナヲサン為ナリ。」という徂徠の制度論を支持するものであった。そして、璣邑をはじめ本稿で考察した尾張藩の儒者たちの教化政策の根底には、徂徠の気質不変化説に同調する人間観が存在していたことはこれまで確認した通りである。文教政策の要として明倫堂の初代督学に就いた細井平洲は、「己々流儀を偏屈に申唱へ候て、他流を排棄」するのは、儒者一人の私心であり、「萬民の主」である君主は学問の流派に固執することなく「篤學美行の賢者」を登用して、「人民を善に向はせ申事」が専務なのである、と学問の採長補短を主張した。徂徠の古聖人の道に異論を唱えた平洲であるが、その平洲にとっても民の才は「一様には無之もの」であり、朱子学の教えるような誰もが同じ理を備える同一の才ではなかった。藩主に道徳性を求め、徂徠の「道」に異を唱えた平洲でさえ、人を多様多才であると把握して徂徠の気質不変化説を容認したことは明らかである。美俗を成す国家を形成するために、尾張藩の教学を支えたものは、人はそれぞれ好みや才能が異なるという人間観であった。多才な人々を教化するためには多様な学問が必要になり、藩内の学問を朱子学に限定することに藩儒たちが同調しえなかったことは当然の帰結であったといえる。そして、自ら「何派ノ学問ニテモナシ」と宣言した海保青陵も、人情に適った「制度」の構築＝「実話」によって、治国を目指したという点において、尾張藩と同じ方向性を示していたといえよう。

さらに、本稿で考察した尾張藩の思想状況はひとつの藩としての特質として把握でき、それが幕藩体制であったことの意味を裏づけることにもなる。寛政異学の禁をめぐる研究は諸説あるが、少なくとも表向きには、異学の禁は公儀から林家への申達であった。これは、各藩には独自の文教政策を実行する力があったということであり、幕藩体制である以上それぞれの藩には、思想や学問の自由が保障されていたということでもある。公儀といえども藩の政策に対する強制力はなく、各藩では思想や学問の多様性を維持することが可能であった。もちろん、寛政異学の禁以降、公儀に倣って朱子学に統一する藩もあったが、たとえば、荘内藩・大和郡山藩・尼崎藩は、徂徠学を幕末まで貫き、一方姫路藩、鹿児島藩、小浜藩、佐賀藩は、寛政異学の禁に先だって藩校における異学教育を禁じていた。また福岡藩、広島藩は異学の禁を契機に異学の禁止を強行したという⁽⁹⁸⁾。こうした各藩による文教政策の選択は、江戸時代の思想を考える上で看過できない。藩内の意思決定は藩主の独断ではなく、藩内の公論公評を吟味し、議論が重ねられた。先にみたように、尾張藩内でも細井平洲が藩主に対してそのことの重要性を説いていた。合議によって決定される藩の意思は、藩の分権に守られ、やがて藩はそれぞれの立場を明確にして幕末を迎えることになる。もちろん、18世紀

(95) 荻生徂徠「太平策」(吉川幸次郎、丸山真男、西田太郎、辻達也校注『荻生徂徠(日本思想大系36)』岩波書店、1973年所収、473頁)。

(96) 「稽古談」『全集』、111頁。

(97) 前掲笠井、1970年、「三 近世藩校に於ける学統学派の展開」を参照のこと。

(98) 前掲笠井、1970年、2087頁。

後半という時代においては、まだ幕藩体制を維持できる範囲内の思想や学問の自由、という確固たる前提が存在していることはいうまでもない。

本稿で考察した尾張藩の教学における公儀からの分立、すなわち尾張藩が公儀の方針にこだわることなく、人それぞれの個性に合った学問の多様性というものを維持していくのだという姿勢を貫き通せたということは、海保青陵の思想にとってもおそらく無関係ではない。朱子学と対峙する人間観をもとに展開する青陵の制度改革論は、藩政改革を主導した人見璣呂や教化政策に携わった父、角田青溪に通ずるものがあり、尾張藩に流れていた思潮との親和性が認められる。また父や弟が、御三家という大藩の藩主に近侍していたということは、海保青陵の背後に尾張藩という後ろ盾が存在するということでもあり、青陵が自分の思想を自由に表現しやすかったという点も指摘できよう。青陵は、将軍家から尾張藩へ嫁いだ淑姫の御物頭を務める実弟から「尾州ノ事御三家ノ間ノ事」⁽⁹⁹⁾などの情報を得ていた。こうした内容は自分の講演や執筆内容の材料にすることも可能であり、父や弟は彼の講演文筆業を担保する存在でもあった。

江戸時代の朱子学がその成立当初から、自然と人事を貫く朱子学本来の絶対的な「合理主義」に反発する傾向をもっていたことははじめに述べたが、この説にしたがえば、林羅山が定めた多様な教科による教育方法と、徂徠学派が強調する個性に適合する教育のあり方は、根本的なところでつながっていると理解することもできる。いい換えれば、江戸時代の朱子学が成立の当初から多様な思想を受け入れる素地をもっていたということにもなる。ここで江戸時代における朱子学受容のすべてを明らかにすることはできないが、江戸時代の朱子学が抱えていた二面性が、思想史上重要な観点であることは相違ない。⁽¹⁰⁰⁾本稿で考察した18世紀後半の尾張藩の思想潮流——朱子学による思想統一ではなく、徂徠学や折衷学を認めて多様な人間観を共有する——は、江戸時代の思想が朱子学から徂徠学、折衷学というように様々な方向に揺れつつ、いろいろな議論を許容して時代を下っていったという思想状況の有様を象徴していると考えることができよう。そして、「何派ノ学問ニテモナシ」という海保青陵の思想も特別に異質なものではなく、多様な学問を許容した尾張藩と同様に、18世紀後半という時代における思想状況のひとつの実例として位置付けられるものである。

海保青陵は、彼が望めば尾張藩という大藩に、公式に採用されるチャンスをもっていた人であった。荻生徂徠の高弟、宇佐美瀧水に師事した海保青陵にとって、父や弟が仕える尾張藩に流れていた思潮というのは本稿で考察したように、決して異質なものではなかったはずである。それにもかかわらず青陵は尾張藩を自ら致仕した。今後の研究の見通しを先取りして述べるならば、実はこの

(99) 「東臚」『全集』、369頁。

(100) こうした思想の揺れの原因について、辻本雅史は、政治と学問と教育が不可分に関わっていたことを指摘し、思想界の二重構造の論理は寛政異学の禁以後、幕末から明治維新期にまで及んだという見解を示している。また、異学の禁をめぐる松平定信自身の思想の揺れに対しても言及している。前掲辻本、1990年、「第5章 寛政異学の禁をめぐる思想と教育——正学派朱子学と異学の禁——」。

点に、青陵思想を解く鍵が存在していると筆者は考えている。たとえ「実話」を重視する徂徠学の雰囲気の流れていた尾張藩であったとしても、藩儒としての職務は中国の古典解釈の教授に終始すること、つまり「儒者先生ノ礼楽ヲ立派ニ」説くことにある。「今ノ世ノ用ニ立、ヌ論」を「立派ニ」説くこと、すなわち藩儒の職務を全うすることは青陵にとって「畢竟ムダ議論」でしかなかった。御三家の藩儒という高いステイタスに魅力を感じることができず、あくまでも「今ノ世ノ用」にこだわった海保青陵の経済政策論は、どのような思考の組み立てによって成り立っていたのであろうか。彼の思想分析については別稿で論じたいと考えている。

(経済学部非常勤講師)